



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 3 号）をここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 河 島 建 一



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を改正する条例

（岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正）

第 1 条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 93 条第 2 項中「一部負担金から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合はその額は給付しない。ただし、岡山県市町村職員共済組合からの一部負担金払戻金等他の法令に基づき、一部負担金に対する給付を受ける場合にあっては、その額を控除した後の額とし、1 件当たりの医療補助金の上限を 23,400 円とする。」を「一部負担金（岡山県市町村職員共済組合からの一部負担金払戻金等他の法令に基づく給付を受ける場合にあっては、一部負担金から当該額を控除した額）から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合は、その額を給付しない。」に改め、同条第 3 項中「自己負担金から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合はその額は給付しない。ただし、岡山県市町村職員共済組合の家族療養費附加金等他の法令に基づき、自己負担金に対する給付を受ける場合にあっては、その額を控除した後の額とし、1 件当たりの家族医療補助金の上限を 23,400 円とする。」を「自己負担金（岡山県市町村職員共済組合の家族療養費附加金等他の法令に基づく給付を受ける場合にあっては、自己負担金から当該額を控除した額）から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合は、その額を給付しない。」に改める。

第 98 条第 1 項の表 1 住居又は家財の 5 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたときの項を削る。

（岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を改正する条例）

第 2 条 岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項の表 1 住居又は家財の 5 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 93 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る医療補助金及び家族医

療補助金について適用し、同日前の診療に係る医療補助金及び家族医療補助金については、
なお従前の例による。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第 1 条関係）

新	旧																
（医療補助金及び家族医療補助金の給付） 第 93 条 略 2 医療補助金は、医療費 1 件につき、<u>一部負担金（岡山市町村職員共済組合からの一部負担金払戻金等他の法令に基づく給付を受ける場合にあっては、一部負担金から当該額を控除した額）から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合は、その額を給付しない。</u>（給付金の 100 円未満の端数は、切り捨てる。） 3 家族医療補助金は、医療費 1 件につき、<u>自己負担金（岡山市町村職員共済組合の家族療養費附加金等他の法令に基づく給付を受ける場合にあっては、自己負担金から当該額を控除した額）から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合は、その額を給付しない。</u>（給付金の 100 円未満の端数は、切り捨てる。） 4 略 （災害見舞金の給付） 第 98 条 組合員が前条第 4 項に規定する災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、予算の範囲内で次の表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める災害見舞金を支給する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>給付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">500,000 円以内</td></tr> <tr> <td>2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr> <tr> <td>1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">300,000 円以</td></tr> <tr> <td>2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	給付額	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	500,000 円以内	2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	300,000 円以	2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	（医療補助金及び家族医療補助金の給付） 第 93 条 略 2 医療補助金は、医療費 1 件につき、<u>一部負担金から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合はその額は給付しない。ただし、岡山市町村職員共済組合からの一部負担金払戻金等他の法令に基づき、一部負担金に対する給付を受ける場合にあっては、その額を控除した後の額とし、1 件当たりの医療補助金の上限を 23,400 円とする。</u>（給付金の 100 円未満の端数は、切り捨てる。） 3 家族医療補助金は、医療費 1 件につき、<u>自己負担金から 2,500 円を控除した額とし、給付額が 1,000 円に満たない場合はその額は給付しない。ただし、岡山市町村職員共済組合の家族療養費附加金等他の法令に基づき、自己負担金に対する給付を受ける場合にあっては、その額を控除した後の額とし、1 件当たりの家族医療補助金の上限を 23,400 円とする。</u>（給付金の 100 円未満の端数は、切り捨てる。） 4 略 （災害見舞金の給付） 第 98 条 組合員が前条第 4 項に規定する災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、予算の範囲内で次の表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める災害見舞金を支給する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>給付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">500,000 円以内</td></tr> <tr> <td>2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr> <tr> <td>1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">300,000 円以</td></tr> <tr> <td>2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr> </tbody> </table>	損害の程度	給付額	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	500,000 円以内	2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	300,000 円以	2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき
損害の程度	給付額																
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	500,000 円以内																
2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき																	
1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	300,000 円以																
2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき																	
損害の程度	給付額																
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	500,000 円以内																
2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき																	
1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	300,000 円以																
2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき																	

2 略	3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	内	3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき	内
	1 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 5 平屋建の住居（家財を含む）が床上 120cm 以上の浸水により損害を受けたとき	150,000 円以内	1 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 5 平屋建の住居（家財を含む）が床上 120cm 以上の浸水により損害を受けたとき	150,000 円以内
	1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 3 平屋建の住居（家財を含む）が床上 30cm 以上の浸水により損害を受けたとき	100,000 円以内	1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき 3 平屋建の住居（家財を含む）が床上 30cm 以上の浸水により損害を受けたとき	100,000 円以内
			1 <u>住居又は家財の 5 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</u> 2 <u>住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき</u>	<u>70,000 円以内</u>
2 略			2 略	

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正新旧対照表（第 2 条関係）

新	旧
---	---

(災害見舞金の給付)

第 12 条 組合員が水震火災等の不可抗力の災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、予算の範囲内で、次の表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める災害見舞金を支給する。

損 害 の 程 度	給 付 額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	300,000 円以内
1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	200,000 円以内
1 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 5 平屋建の住居（家財を含む）が床上 120cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	150,000 円以内
1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失し	

(災害見舞金の給付)

第 12 条 組合員が水震火災等の不可抗力の災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、予算の範囲内で、次の表に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める災害見舞金を支給する。

損 害 の 程 度	給 付 額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	300,000 円以内
1 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。	200,000 円以内
1 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 5 平屋建の住居（家財を含む）が床上 120cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	150,000 円以内
1 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失し	

たとき。 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 平屋建の住居（家財を含む）が床上 30cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	100,000 円以内	たとき。 2 住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。 3 平屋建の住居（家財を含む）が床上 30cm 以上の浸水により損害を受けたとき。	100,000 円以内
		1 <u>住居又は家財の 5 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき。</u> 2 <u>住居又は家財に、前号と同程度の損害を受けたとき。</u>	<u>70,000 円以内</u>
2 略		2 略	

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年岡山県市町村総合事務組合条例第 3 号） 【概 要】

1 改正の理由

当組合の医療補助金、家族医療補助金及び災害見舞金の給付は、岡山県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の短期給付の資料等に基づき行っているが、共済組合では、平成 25 年 4 月から短期給付の制度が一部改正されたことから、当組合においても改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 共済組合が、医療費に係る一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の基礎控除額について、新たに上位所得者区分を設け、該当する組合員については、基礎控除額が引き上げられるため、当組合の医療補助金及び家族医療補助金についても上限額を引き上げた。（上位所得者以外の組合員は、現行どおり。）

（上位所得者：給料月額 424,000 円、（特別職）530,000 円以上の組合員）

- (2) 共済組合が、災害見舞金附加金を廃止することにより、当組合の災害見舞金についても、同損害の程度の部分について廃止した。

3 施行日

平成 25 年 4 月 1 日から施行（医療補助金、家族医療補助金については、平成 25 年 4 月診療分から適用する。）